

2023年5月15日

各位

会社名 クリアル株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 横田大造  
 (コード番号: 2998 東証グロース)  
 問合せ先 取締役副社長 管理本部長 金子 好宏  
 (TEL. 03-6264-2561)

**ストックオプション (新株予約権) の行使条件変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通りストックオプション (新株予約権) の行使条件の変更について、2023年6月27日開催予定の第12期定時株主総会 (以下「本定時株主総会」といいます。) に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、変更の効力発生につきましては、本定時株主総会において、当該変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

記

1. 変更の理由

第1回新株予約権の行使条件について、株式公開後1年経過後の応当日から毎年25%ずつ4年間での行使が前提となっていたところ、毎年50%ずつ2年間での行使を前提とする変更を行うものであります。第3回新株予約権の行使条件については毎年50%ずつ2年間での行使を前提としており、付与されたタイミングによる従業員間での行使条件の不均衡をなくすことで、従業員のモチベーション維持に繋げることを意図しております。

2. 行使条件を変更する新株予約権

第1回新株予約権 (2019年7月23日株主総会決議)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(第1回新株予約権発行要項)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
12. その他の新株予約権の行使の条件 (3) 新株予約権者は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、それぞれに掲げる期間においてのみ、それぞれに定める割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。 ただし、株式公開の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記①から④に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。	12. その他の新株予約権の行使の条件 (3) 新株予約権者は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、それぞれに掲げる期間においてのみ、それぞれに定める割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。 ただし、株式公開の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記①から②に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。

変更前	変更後
<p>① 株式公開の日の1年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の25%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）</p> <p>② 株式公開の日の2年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）</p> <p>③ 株式公開の日の3年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の75%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）</p> <p>④ 株式公開の日の4年後の応当日以降 割当てを受けた本新株予約権の全て</p> <p>（第1回新株予約権割当契約書）</p>	<p>① 株式公開の日の1年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>② 株式公開の日の2年後の応当日以降 割当てを受けた本新株予約権の全て</p> <p>（下線部分は変更箇所を示しております。）</p>

変更前	変更後
<p>（本新株予約権の行使の条件）</p> <p>第4条</p> <p>3 乙は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、次の各号に掲げる期間においてのみ、当該各号に定める割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式公開（下記（1）に定める場合をいう）の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記（1）から（4）に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。</p> <p>（1）甲の普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場される日（以下、「株式公開の日」という）の1年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の25%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）</p> <p>（2）株式公開の日の2年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）</p> <p>（3）株式公開の日の3年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の75%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）</p> <p>（4）株式公開の日の4年後の応当日以降 割当てを受けた本新株予約権の全て</p>	<p>（本新株予約権の行使の条件）</p> <p>第4条</p> <p>3 乙は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、次の各号に掲げる期間においてのみ、当該各号に定める割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式公開（下記（1）に定める場合をいう）の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記（1）から（2）に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。</p> <p>（1）甲の普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場される日（以下、「株式公開の日」という）の1年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（2）株式公開の日の2年後の応当日以降 割当てを受けた本新株予約権の全て</p>

以上